

平成 25 年 10 月 9 日

## 過半数代表者からの意見書

過半数代表者

10月8日に説明のありました職員給与規程の改正ならびに旅費規程等の改正について、過半数代表者の意見を述べます。

### 1. 職員給与規定の改正について

原資を負担する J I C A 側の規程変更に伴う改正であり、やむを得ないものと考えます。

ただし、とくに講師と助教の手当が同額になるなど、本学における職位職階の位置づけと手当金額とにズレがあることについては、今後 J I C A 側とも交渉して是正する必要があります。

また、今回の改正を経ても、J I C A 研修を担当している教員の実際の負担と手当額には大きな開きがあります。実態に合った手当額の実現を目指すとともに、手当以外の面でも J I C A 研修を担当する教員の負担を正當に評価するような配慮を求めます。

### 2. 旅費規程等の改正について

旅費業務の外部委託に伴う必要部分の改正、ならびに旧国家公務員時代からの古い規程内容を現状に合わせて改正するものであり、改正内容にとくに問題はないと考えます。

ただし、役員等と一般教職員との支給旅費の区別、職位職階による支給旅費の区別など、職員間での格差が生じるような規程内容については、格差の根拠について合理的な説明ができるようにしておくとともに、時代や社会情勢の変化に応じて積極的な見直しも必要と思われます。

また、旅費業務の外部委託については教職員に十分な説明をしながら進めるとともに、取扱業者の選択など現在認められている利便が制限されないような配慮を求めます。

以上